

「東日本大震災復興 NPO 支援・全国プロジェクト」規約

第1条(目的)

本プロジェクトは、東日本大震災の被災地における NPO の活動、および NPO を起業するものを支援することを中心として、被災地の救援および復興に寄与することを目的とする。

第2条(名称)

本プロジェクトの名称は、「東日本大震災復興 NPO 支援・全国プロジェクト」とする。

第3条(所在地)

このプロジェクトの事務局を東京都港区三田3-1-7 三田東宝ビル 302 号に置く。

第4条(役員)

- 1 本会に次の役員を置く。
世話人 20 名以内
- 2 世話人の任期は 2 年とし、更新は妨げない。
- 3 世話人の補充に関しては、世話人の過半数の賛成によるものとする。
- 4 世話人会は「東日本大震災復興 NPO 支援・全国プロジェクト」の決定機関とする。
- 5 世話人会において代表を選出する。
- 6 代表は世話人の過半数の賛成によって決定する。
- 7 世話人会の合意形成は、世話人の過半数の賛成によって決定する。
- 8 世話人会の合意形成は(対面、電話、電子メールなど)の持ち回り審議ができる。
- 9 緊急に決定すべきことが発生した場合は代表が決定をし、世話人会に報告をする。
- 10 規約の変更は、世話人会によって、必要に応じて変更、改正、追加、削除される場合がある。
- 11 本会に世話人会の承認を得て、顧問をおくことができる。

第5条(会員)

「東日本大震災復興 NPO 支援・全国プロジェクト」の会員となる意志を表明し、所定の手続きをした者を会員とする。

第6条(事務局)

- 1 「東日本大震災復興 NPO 支援・全国プロジェクト」に本部事務局を設置する。
- 2 「東日本大震災復興 NPO 支援・全国プロジェクト」は必要に応じ、現地事務局を設置する。
現地事務所は被災地の意向を代表するものとしての役割を果たす。
- 3 事務局長は代表が任命する。

付則

- 1 本会の事務局の執行責任は下記のものとする。
執行責任世話人
事務局長
- 2 この規約は平成23年4月24日から適用する。